

◆ 1975年10月29日 第3種郵便物認可・毎月1回30号發行 ◆

南西勞災恥業病 No.24

関西労働者安全センター

1976. 4. 30 発行

大阪市淀川区西中島4-1 三和ビル22号室

06-374-2991 郵便振替口座 大阪 315742

60 頁

さもないと、目先の金に目を奪はれて、権利を壳り渡すことになる。そして、正しい視点に立ち、「職場の大衆と共に起らねば、独占資本のぬらいを粉碎しよう」。そのためには、被災労働者の首切りを絶対許さず、企業責任を追及して企業内協定を取り戻す。行政を包囲しよう。すでに春斗共斗番が腰をあげてない等、反対運動のとりくみは遅れている。だからこそ、早急にこの関西の地なら反撃の炎をあげなければならぬ。この改悪運動は、くり返し述べてきた様に、い。この改悪運動は、くの背景にある独占資本の悪企みとも伝えると、独占資本と自民党政権による労働者弾圧の不況政策のひとつである。こうした背景を転写するならば、見えなければならぬ、学習会でしつたりと見えた組織労働者も含めて、

労災保険法改悪は緊急の事態に至っている。国会は正常化され、改案審議が日程にのぼっている。にもかくら、まだ春斗共斗番が腰をあげてない等、反対運動のとりくみは遅れていて、我々はあくまでも政治的に強行している。彼らはあくまでも政治的な。この状況にあって、我々は、一人の被災者の認定をもって、この改悪法を絶対阻止する。この改悪法を絶対阻止する。労災保険法改悪は緊急の事態に至っている。国会は正常化され、改案審議が日程にのぼっている。にもかくら、まだ春斗共斗番が腰をあげてない等、反対運動のとりくみは遅れていて、我々はあくまでも政治的な。この状況にあって、我々は、一人の被災者の認定をもって、この改悪法を絶対阻止する。

— 1 —

特集

被災労働者切り捨ての労災法改悪

現場なら吹き上げる労働者の怒り

主張でも述べたように、労災保険法改悪は緊急の事態に至つてはいる。しかし、阻止斗争はたち遅れていながら、多くの労働者が反撃ののろしをあげている。これらの労働者はこれまでの労災斗争の経験の中か

り今回の改悪の本質を見抜いていち早く反撃に立つたのである。

今月の特集では、どうした阻止闘争のひとつひとつを紹介する。そしてこれらの人々の取り組みを全国へとおし広げて、断固として改悪を阻止しようではないか。

造船現場は絶対の攻撃だ

現場労働者は固うど

全造船佐野分会

政府自民党は企業のもうけの為に、またもや被災労働者を切り捨てる労災保険法改悪をたくらんでいます。確

用して、資本家は労働者に対して、当然解雇を行つてくることは目に見えています。この改悪が、特に弱い立場にある被災労働者を切り捨ていこうとのものであり、労働者の不利益に立ちふさわることはまことに予測されることがあります。労働基準法の改悪を利

運動の輪を 全造船全体へ

しかし、口だけでは反対するだけでなしに、行動を総評全造船中央に働きかけ、運動の輪を大きく前進させなければ労働者の権利を守

労働者は、災害のふしだまりのよくながしい職場環境で働くものとして、改悪は絶対に許すことはできない。

現場には労働災害が多く発生している。じん肺・腰痛などは、どうも百名以上の被災者がある実情であります。会社の中で起きた災害については会社に当然責任があり、一年半が過ぎると解雇されるというまつたくふざけた悪法については反対である。

特集

の被災労働者、永年の労働によって生じた臓器病で長期治療で苦しむ労働者が数多く存在する。これらの被災労働者のみを救済するだけではなく、労働者全体の権利剥奪に対し、そして改善される一部に目を向けるのがなまづき、その本質である「首切り自由・補償金低額化」に向け、怒りをもつて斗争を組織しなければならない。

港ブロツクを中心とした反対斗争を展開

四月に入り、春斗も追込みの段階で、関西労働者安全センターのオルグを受け取組みを決定。港ブロツク会議において法衆反対決議を行い、全組合員に教育ビラ配布、各支部ご

その3

被災労働者を先頭に

全金昌計貿セニター支部

我が支部は74年2月15日結成以来、頸肩腕症候群に対する取組みを行い、74年10月に一応形式的には協定という形で企業内100%補償を斗つてきました。

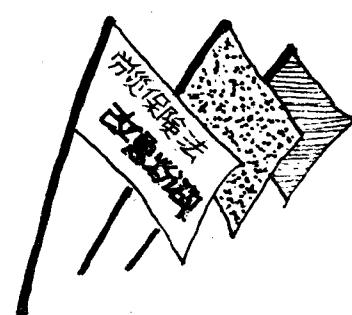
た。現在、首切り合理化が吹き荒れ、労災恵業病が多発する中で、不十分ながら、我支部

我支部の取組みは大きく2段階に分れます。オ一段階は恵業病小委員会を構成し、それが中心となつて協定を斗つたり、労災認定を斗つたりと、労災認定を斗つた時期。やがて段階は被災労働者自らの立ち上りによつて、対

勝利決起集会で大会アピールを行い、大会名において法案反対の確認を採択し、地域差別斗争へと戦線拡大の方向付けをした。

私達労働者は、この改悪法案を断固阻止する斗いは勿論のこと、にこの協定を獲得させよう。港ブロツクに結集する労働者はすでにこの協定を獲得し、

権利削減をみているのである



ひとつひとづ 権利を獲得

特集 2つの時期を通して
我支部の基本的立場は
一つ一つの斗争を積み
あげることです。や一
の時期の協定について
も、それ 자체を目的と
した斗争を組んだので
はなく、様々な斗争の
結果としてかち取った
多數の協定の協定の集
大成としてできている
もので。即ち、具体的
には、4月春斗の最中
に時間内通院の交通費
を斗争取り、更に医師
選択の自由をから取る
等を手始めとして、74
年の10月段階には既に
ほとんどうどから取られた
ものを整理統合したも
のにすぎません。
このような中で、私
業病小委員会といふ構

京滋労弘例会は4月18
日に事務局会議 22日
に4月例会を開き、労
災保険法改悪阻止の取
り組みについて協議し

成では、被災労働者自
らの起ち上りの不十分
性があり、また権利意
識の後退があるという
支部の経験から、被災
労働者の権利意識を基
本とした起ち上りによ
る本質的大衆実力斗争

を行くという斗争です。
この斗争を今後いかに
拡大するかというのが
我支部の課題です。

の実践へのや2段階に
移行していきました。
や2の時期は、一人
一人の被災労働者への
オルグを重点として、
権利意識を斗争の中で
高き上げる斗争です。

権利はく奪の 守るために改悪

我支部はこうして被
災労働者の種々の権利
を獲得してきました。特に

行動に追われてい
たことと、まだま
だ月に一回しか事
務局会議がもてかな
い体制に向けると
ともに、次の2点の

4月春斗の基準と その

被災労働者対策会議

た。すでに西大路地域
でビラまきとステッカ
ー貼りはしてりるもの
の、取り組みは圧倒的
に遅れています。春斗の
事務局会議と4月
例会では、この出足
の遅れ反省すると
ともに、次の2点の

特集

行動を確認した。

学習会で 政治的背景の解説

ひとつはまず労取対
立下の組合で確実に學
習会を実現し反対決議
をあげることである。

そして、この反対決議
をもとに、それぞれの組合が地域の組合と上
部団体へと運動を広げ
ていく予定である。京
都ではまだまだ全金以
外の単産にくりこめ
にオルグに行く予定
である。まず手はじめ
に、事務局で下組合
のオルグをかりをして
いる。

3年以上休業補償の導入 打ちついで時刻

次にもう一つは、労基
局に対し交渉を申し入
れ、労災保険法改悪の
政治的な背景を暴露し
ていく予定である。
労基局は現在、法改
悪の露払いとして、3
年以上休業補償をうけ
ている者を、長期給付
に移行させたり、補償
打ち切りを行ななど、保
険給付の整理作業を強
引におし進めている。
全金井上油圧の広坂
さんも7年にわたつて
休業補償を斗争とつて
きたが、労働省の直轄
指揮の下に、長期給付
に移行させられており
だが、この長期移行の
際に、監督署の責任で
もつて会社を説得させ
た。何故なら、鄭順太
氏裁判・阪神支部裁判

りでなく、全ての場合
にわたつて解雇問題の
責任をとるようになると
する。さもなくば休業
補償の長期給付への整
理作業をすぐにやめさせ
なければならぬから。

自ら潮流拡大の きっかけに

以上二つの行動は、
関西労働者安全センター
の方針提起を受けた
ものであるが、これら
の行動を軸に積極的に
改悪阻止運動を組織し
ていく覚悟である。前

述したように京都の労
働運動情勢は権利を金
で走りめたす中、史総評
には「国民に理解され
にくだけの運動」という暗
い人の労災にも組合の全
力をあげて斗う」とい
う我々の運動勢力は一
握りにすぎないが、必ず
や一大潮流にまで成長
することをめざして、開
け継ける覚悟である。

■その5■

被災労働者首領は絶対にやめ ぬ労働者安全衛生大講会場

丸達の事務局では労
災法改「正」のニユース
を知つて、たゞうに

「長期に移行しても解
雇しない」との覚え書
きをから取つた。
今回の労基局交渉で
は、広坂さんの件ばかり

特集

をすみやかにされ連二
どつじ、この改「正」
がただからに首切り解雇
につながる二者へいか
うです。

改「正」の資料を名
支部に配布し、東西労
働者金セシマーのビ
デを全般に配布しまし
た。又、加盟店支部以外
の労組にも反対してテモ
配り、協力要請をいた
しました。

今度は、労災保
険法改正案は、労働
災害の職業病総滅めた
めに現場生産点で斗つ
てゐる労働者ら、直
感として大変な改悪で
あるといつてことがすぐ
わかる。労働者の直感
といつてはいつも正し
いし、これが直感的に
わかる労働者なれば
である。

しかし、加盟店支部
にも強く反対の立場
と、見解を保留する立
場も現実にはあります。
中央総評が賛意を示
し、労働省との面会合
意に達していることは
理由であろうと思ひます。

中央総評の賛意に とまどいや

その6 ■

労働生労者其三懲せ付せば 全く三豊工業支船

今後も、労働生労者
ニマー一周西安全ウレ
ターと交流を深め、反

対活動を継け、労基法
改悪に生取り及許さぬ
ふう努力したりと考え

ります。

(文責 山下)

ヶ月で解雇を認める
させる傷病補償年

金制度を認めてし
まつてゐるのだ。

羊頭狗肉とはまさにこ
のことだ。まんまとだ
れながらつてし、そんなん
まされてゐる。

私達三豊の経験でも
明うからずつに、現在
の労災法下でも権力と
の斗争は熾烈を極めた。

うして国会に提出され
ることも知らされたので
した。我々には一切決め
られた。内容自体の反動
性は勿論、さういう労
働者側委員の姿勢自体
たるや、まさに犯罪的
である。休業補償金が
雀の涙ほど増えにこと
めことさら自慢たらし
一報告し、3年以後の
長期傷病給付制度を大
力に後退させ、一年六

月に後退させ
りを与えていることの
理由であろうと思ひます。

今回は、中央の審議会
に総評からも委員が出
ては、中央の審議会

その7

労災保険法改正案に反対する理由

全港湾関西地方本部

【大阪地評議長殿】

一九七六年四月二七日

ヤミに、労働基
準法七大条一使
用者の休業補償責任一
準法七大条一使

ヤニに、補償金
額が頸腕・腰痛
等の場合には現
行より安くなる

ヤ田に、労災被災者の
救助を労働福祉事業の
着進を図ることによつ
て解決するといり、又
労災職業病を医学・科
學の問題にすりかえふ
うとしている。

〔今国会に「労災保険
法改正案」へ正確には
労働者災害補償保険法
等の一部を改正する法
律案〕が提出されこ
ります。一部では給付
部分の引き上げ・スラ
イド制の改善といつよ
い面があるとりわれて
いますが、実際には給
付の引き下げ・解雇の
促進を行い、労働者の
権利である保険給付を
恩恵的なものにし、企
業の手助けをするもの
であり、まさに「百害
あつて一利なし」とい
う改悪法案であります。

昭和48年、関西経営
者協会は、労働省に対
して労災保険法の改悪
を要求。今年2月労働
省が提案した労災保険
法改正案には、その内
容がそのまま適用され
ています。

改案の特徴をあげる
と、

ヤーには一年六ヶ月以
上治療しても治らない
場合に、被災労働者の
最初りができるようにな
る。

パンフ紹介

大阪米穀運送における
労災職業病の実態調査
検診結果報告書

(取扱先)

関西労働者安全センター
全港湾関西地方沿岸南支部

前綱所

大瓶

「権利を金で売ひな」

梅雨の日もまた、一
心細やかに此處の風景を
観察する事多し。此處は

開催した。この説明会には、ゼネスト中にもかかげらず、70名近くの労働者が参加した。高山氏は、遺族補償給付と傷害補償給付に対して特別支給が加わったことや特別加入として中小企業主や海外

質問の内容を簡単に説明すると、第一には傷害補償年金に特別支給が加められた事は遂に被災者を傷病補償年金なら障害補償に切り替えさせる手段ではないうえ。第二には、傷病補償年金の二級、三級は現法の支給額より低い事による事。第三に、傷病補償年金を受けとる事によって解雇制限がなくなる事。第四になくなる事。福祉事業の名のもとに、

4月20日、派遣の労働者、さらには一人親方の通災が認められたことを述べた。その後、傷病補償年金制度の説明の中で参加した労働者から質問がだされた。

卷之六

高山氏はそれらの事実を認めほしたもののが労災保険法のよい面と理解すべきだとの姿勢の説明を加えた。こうしたにやり取りの中で、
3月26日、「春斗共斗」委員会労災職業病对策委員会が日本社会党に提出した要請書の「
労災保険法改正案の通

過成立を期すべく貴党の御協力をいただきたい」という資料がとり上げられ、参加した大衆から「一体中央総評はこんなデタラメな法案に賛成なの、反対なの久々その立場を示せ！」と追及。さらに高山氏へ「国会答弁はやめんな！」とのヤジ。

こうした激しい批判と追及に、講演会から糾弾会へと会場のふんいきが変り、高山氏は「私も一つ一つの条文を読んでいいのです」と木口りと二ばす始末であった。

こうした状態の中で総評関西ブロックは、「この改憲案への何らかの斗いを取り組む方向をもつている事」を表明し、さらに中央総評としての方針を高山氏に向ひた。高山

升は、「下の方々から反対斗争をやつてくれた方が今後、色々な組織問題点の解決に役立つ」と発言したが、参加した労働者に「国会に提出され、今通過しようとしているこの法案に、下から運動をせよといつてもおそらくと追及された。さらに「すぐには中央総評として反対し、春斗共斗委員会としても反対し、また社会党や他の革新政党へも反対の要請をし、国会通過を止めせよべきではないか」と提案された。

南支阪

署は企業への監督指導を 強化せよ

らなし。現場の斗争がこの法案改案が通過した後には非常にやりにくくなる事を理解してほしい。」と発言するな

ど会場は、関西では何
か何でも反対なのだと
いうふんいきに満ち満
ちていに。

や組合員々ら活潑な訴えが行われ、労災認定に廻しては守口署が一括して担当することと、早急に職場、及び労働条件の実態についての説明会を行うことを確認した。

湾沿岸南支部大阪米穀
運送分工会ら約30名は、
守口監督署交渉を行つ
た。

当分会では、米の運
送により腰痛をはじめ
多くの過労性障害に傷
つけられており、二月
は去年夏と、今年2月
の健診でも立証された
が、その原因である米
の運搬と作業量の増
加を改善するため、米運
(株)第一食糧、府の

農林省への斗いと準備をしていふ。又、守口とはじめとする所轄監督署には、諸種の監督と改善指導を要求し、2月名の股関節炎や、約30名の強度腰痛症の劣化認定を要求しているが、所長が4月に始めたために、その引き継ぎの確認と監督指導の強化を訴えるために行なわれたものである。

又、労働省通達にも
とづいて、米袋を現在
の 60 kg 袋なら 50 kg 袋に
替えさせるべきである
との追及がなされ、交
通事情の悪化や、小売
店の設備の改善などの
必要性が訴えられた。
翌 18 日は、分会への
新加入者 66 名の健診結
果報告と、強度腰痛症
約 30 名の労災認定につ
いての打ち合わせが行
われ、今後の労災斗争
に向けた意志一致がほ
こられた。

北摂

局・署一体の反動化を打ち碎け！

北合同高穂支部

北合同高穂支部は、
ギョウクリ腰になりなが
ら4年間も放置されて

きた〇さんとともに、
昨年9月に明らかにさ
つていなければなりま
増々反動化していふ。

今回の署の動きは、
れど、大阪労基局の「
陳情対策要領」の内容
を追及し、〇さんの労
災認定を斗いとること

英木労基署の責任追及
を行つてきただ、4月
14日の交渉において、
署長は一方的に前回ま
での確認を破棄し、今
後話し合いには一切応
じない、と交渉の打ち
切りを通告してきた。

組合は当然交渉の継
続を要求したが、署長
は官憲を導入し、被災
労働者を強権的に切り
捨てる、という訴しが
たる暴挙を行つた。
その後組合は、〇さん
とともに、連日、署に
出向き、署を指導して
いる。局は、〇さんの腰痛
(ニュース)

を業務外と認定し、審
査請求を棄却してきた
が、北合同は、あくま
でも英木労基署の責任
を追及し、〇さんの労

災認定を斗いとること
を通じて、労働行政の
反動的な意図を打ち破
るべく、連日斗りを続
けていく。

滋

日吉町じん肺・マニタシ中毒 ついに中止

3月26・27日に予定

に投げ出してしまった
のである。

これまで、労基局は「患
者同盟が横やりを入れ
たので中止になつた」
のである。
前号で報告した様に、
じん肺患者同盟は3月
月中旬以降、労基局と京
都府医師会の約束違反
を厳しく追及してきた。
この患者同盟の批判の
前に、医師会は「後々
まで責任追及されるの
は反省しない」と無責任
で行かれ、現地の日吉

阪大南

町支部が置き去りになってしまったのだ。そのために、京都の事務局の独走と強い批判が寄せられた。現在、患者同盟は、二の代理戦争批判を真剣に受け取めて反省し、今後の運動を現地中心で進めることを確認している。そして、内部をしつかりと固めて、

西宮基局に対する健診実施を迫っていっている。その中で、まず手始めに、基局が現地で事情説明をする様に要求している。基局の現地説明会は、代理戦争克服・現地主義の一步となるべきものである。

西宮基局に對して、健診実施を迫っていっている。その中で、まず手始めに、基局が現地で事情説明をする様に要求している。基局の現地説明会は、代理戦争克服・現地主義の一步となるべきものである。

もう、会社の恩うままで ナセばしないで

佐野安ドック下請労働者支部結成さる

先号で簡単に紹介した様に佐野安造船所に下請労働者の組合が結成された。へ大阪地域

会と略)今まで長年にわたり、労基法全く無視の佐野安・下請業者のもとで労働されて、

今は下請労働者を守る会等をデツチ上げ、分会等をデツチ上げ、分会・支部中傷のビラをまき、組合脱退を強制する等の不当労働行為をくり返した。しかも、3月29日当日には、本社は分会の構内ビラを貼り禁止、下請支部にかけられたり、佐野安暴力労政は白日の下にさらけ出された。

しかし、松下一派の意向をうけた下請理事会は法律無視の態度で、下請支部への弾圧を続けていた。更に各方面から追いつかれていたが、団結は一層強まり、佐野安ドック下請労働者支部と略・尚・本工の全造船の組合は分

連絡先
（06-661-1083）
全造船佐野安ドック分会賃付

特別アピール

(その1)

階級的労働運動の前進に寄与しつる診療所の設立を!

▼南大阪労働者診療所設立準備会▲

昨年夏、全港湾沿岸南支部が「港湾労働者診療所設立を!」との決議をしたが、それを一つの契機にして南大阪に労働者のための診療所の必要性が多くの労働者・労働組合から提起され、二の提起をうけて関西労働者安全センターと労災職業病研究会では、昨年末より、具体的に診療所設立の準備を続けてきました。その結果、去る3月16日には弁天町駅から徒歩3分の所の工地を購入し、7月1日開始をめざして4月末からはいよいよ建築の段階に入っています。

趣意書にもあるように、この診療所は何よりも地域の階級的労働運動の前進に寄与し得る役割を果たさねばならず、そのためには地域の多くの労働者・労働組合の暖かいご協力と厳しい批判が必要不可欠です。そのた

め、去る3月5日に南大阪の各労組等の代表の方が集まり、診療所の運営について検討しましたが、その結果各組織の代表により診療所運営委員会を作り、組織的に二の診療所の運営に参加することが確認され、現在各組織で検討が行なわれています。

診療所の具体的計画

診療所は不造2階建で、一階は一般診療所と大差はありませんが、診察室は、ハリ・灸治療や電気治療、けん引治療等の腰痛・頸肩腕の治療ができる様に比較的広いスペースをとってあります。レントゲンは、胃腸透視ができる単純X線と、じん肺健診ができる青医連ルームで行なつていたハリの拿習会は、診療所完成後は二階の大会議室で毎週一回実施する計画を立てています。それと共に各職場の労災斗争の交流

器具や小電団も入る予定です。二階には、ハリ学習会や安全衛生講座や合宿等ができる約10坪の大会議室と事務室及び宿直室などがあります。

患者活動も活用を

診察時間は、午前9時から12時までと、午後5時から8時までを予定しています。(ハリ曜は午前のみで日曜・祝祭日は休み)

午後1時から5時までは、各職場に出かけて治療や健康診断を行つたり、職場の学習会やノル

ケ活動のためなどに活用する予定です。又、昨年10月以来阪大青医連ルームで行なつていたハリの拿習会は、診療所完成後は二階の大会議室で毎週一回実施する計画を立てています。それと共に各職場の労災斗争の交流

と学習会の場として、安全衛生講座（仮称）も計画していきます。

診療所活動の

3つの目標

戦前には無産者診療所が日本共産黨の指導の下に先進的医師医学生を組織して作られ、厳しい弾圧体制の下、合法的反体制組織として最後まで抵抗を続け、多くの階級斗争の犠牲者を粒い、労働者・農民を組織する重要な役割を果してきました。戦後この無産者診療所を継承しようとして別組織を作られ、主として地域住民に基盤をおいた活動が続けられてきました。しかし、現在では誤った指導の下、戦前の無産者診療所の階級的的思想を放棄し、その診療所にくろ労働者と労働者として斗いに立ち上らせるのではなく、患者として治療や補償を要求する改良斗争の碎に押しこめ、自らの勢力をなすりに利用しています。

このような情況の下では、労災職業病の本質が、資本家による労働者奴隸のための健康破壊の結果であることは、きりと見て取れ、労働者階級としての自覚と団結を強化するという原則の下に労災斗争を斗うことが何よりも必要です。このような原則に従って活動する診療所が必要になつてきました。とりわけ南大阪では、労働運動はますます階級的となり、権力の弾圧は一層激烈となり、階級的視点が露し、合理的と斗争体制を固めた途端に、機動隊導入を始めたりゆる手段を使って弾圧してきています。

①労働者階級の斗いに寄与

又、政府資本家も労働者が単に治療や補償を要求しているだけの場合には法律の枠内で比較的柔軟に対応するが、一步労働者が階級的自覺を高め、団結を強め、資本主義体制の弱点を暴け出し合理化と斗争体制を固めたりゆる手段を使って弾圧してきています。

②未組織の組織化援助

オニには、この診療所の大規模な任務として、診療所にくる多くの被災労働者（その中には未組織の人や退職或いは首切りされた人、又労働組合があつても労災争を斗えず苦しんでいる人一等々、多くの弱い立場の労働者の問題があります。二つらの人々の生活と命を守るためにには、何よりも二人の人々が団結して共に斗うことが必要であり、そのための被災労働者同盟（仮称）のような組織も絶対に必要です。この同盟の組織化に協力し、援助することも、この診療所の重要な任務の一つと考えていきます。

③ 医者の自己変革

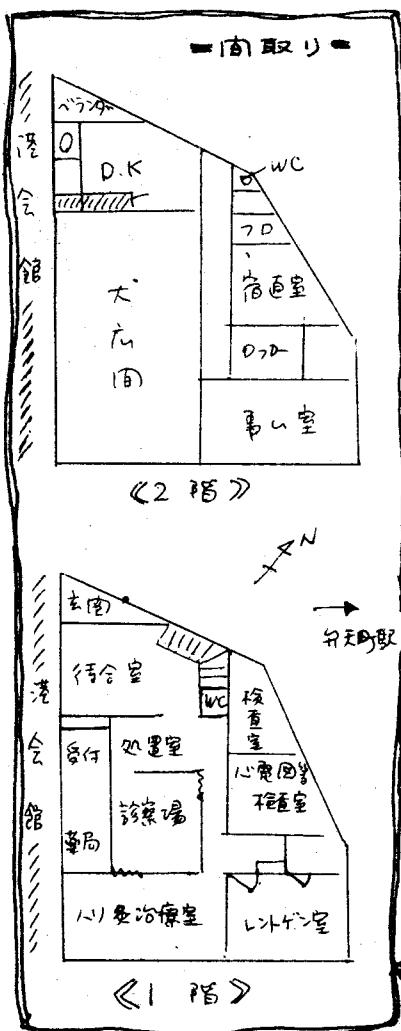
や三には、診療所活動は医療従事者自身の斗争でもあります。この診療所は労職研の請け負い主義批判の中から生まれてきました。労働者階級と眞に団結して斗うことができるためには一体何をなすべきかしが労職研の最大の課題でした。が具体的な運動に陥れゆる中で労職研は重大な誤りをおなしました。

全金大阪事務能率の頸肩腕斗争において、いかに頭の中で階級斗争を考えていっても具体的に労働者の斗争の厳しさを知らず、日常活動のほんの一部をさいで運動しているだけでは、労働者は必ず役割を果しぬないことを痛切に知りました。

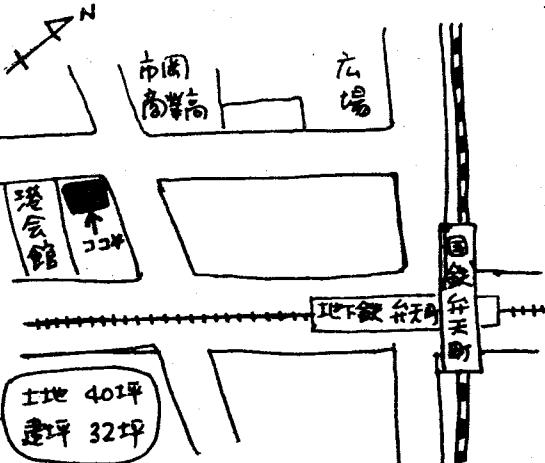
そし以後労職研ではいかに具体的に労働運動と闘り、その中で徹底的に自分自身のアシズル思想を変革し、階級的視点を獲得するかに向かえ続けてきました。南大阪労働者診療所はそれ

に対する一つの解決方向を提起しました。しかしこれは二の一歩にしかすぎません。この診療所活動を通じて、診療所にくる医者や医学生が、労働者の斗争に参び、労働者たちの批判を受けて、共に斗う中で自己変革していくことがや三の目標です。

援助・協力ヒ・厳しい批判以外にはあります。多くの労働者、労働組合、地域住民の方々の診療所運営委員会への参加と御協力を訴えます。



このような大きな目標をなすげて南大阪労働者診療所は来るワ月1日をめどに活動をはじめるが、資本主義体制の下、経営面での非常な困難をなすから運動であり、様々な矛盾や困難に直面することが充分予想されます。これを乗り越えるためには地域の労働者の暖かい



特8月
アピール

その2

国・企業は原発内労働者の放射線被曝の責任をとれ！

▼ 岩佐労災支援共闘会議▲

二の度、私達岩佐労災支援共
斗は、安全セニターの好意によ
り、事務所の一角を借りて、連
絡先として一層活動しやすくな
りました。

岩佐労災とは、昭和46年に、
日本原電へ以下原電と略す教賀
発電所で働いていた労働者・岩
佐氏が、放射線を体に浴び、そ
れが外傷等となつて現れた事
に端を発する問題です。岩佐氏
はこの被曝を労災として認めさせ
る為に斗い続けてきましたが、
行政や企業は、「原発は安全」
のタテマエを通して、これを拒
み、岩佐氏をヤミに葬り去る
うとしてきました。彼は自らの
傷害が原発の放射能によるもの
だと立証のため、医師から詳
しく長期間調べてもらい、それ
をもつて労基署に陳んだのです
が、労基署は彼を業務外認定に
する為に企業のでつち上げ資料
を根拠にするのです。されば又
り々、管内に原発を淀山みなえ
た教賀の労基署に放射線の専門
家も、計測器機も全くなく、行
政独自の判断などできなりこと
が明らかになりました。

私は現在、原水禁国民会議
の協力を得て、労基行政に圧力
をかけ、かつ原発被曝の実態を
広く知らせ、他の斗いとの結合
を深めるため、署名活動を準備
しています。全ての心ある人々、
とりわけ労働者の皆さんへの協力、
援助を願ってやみません。

＜パンフレット＞
教賀原発被曝者
岩佐さんに
公正な労災審査を
1冊 100円

大阪市大淀区本庄東通
三和ビル22号
東西労働者安全センター受付
岩佐労災支援共闘

運営と年々全て個人にとつても
この斗いは重要です。昨年の末
にこの観点なら、岩佐氏の斗い
に支援や闇리를もつ者が集つて
支援共斗を作りました。労基斗
争の他、原電を相手に裁判も斗
う岩佐氏の斗いへの理解・支援
を呼びかけるものです。

この斗いは重要です。昨年の末
にこの観点なら、岩佐氏の斗い
に支援や闇리를もつ者が集つて
支援共斗を作りました。労基斗
争の他、原電を相手に裁判も斗
う岩佐氏の斗いへの理解・支援
を呼びかけるものです。

寄稿

田尻姫を呪場にした 反労災・職業病、公害問題

その6

これほど、反労災・職業病斗争の事例について報告してきましたが、今回からはそれと表裏一体の因縁にある公害斗争のいくつかについて報告する。

1. ベンガラの問題

岡山市から旭川沿いに、北へ約二十キロ離れた地点に、三つのベンガラ工場がある。その中で戸田工業（株）岡山工場は、国最大の規模を有しており、昭和二十九年より旭川沿いの小溪（通称：田戸谷）において操業して、製錬所で副製される硫酸銨を焼成・粉碎・水洗・乾燥して、ベンガラ（Fe₂O₃）を製造し

てやっている。ベンガラの用途は塗料、通信機械、建材、製紙、ゴム、研磨材、陶磁器などであり、「高度経済成長」に伴つて生産量は急激に伸びて、この地区（岡山県御津郡建部町と御津町の境界附近）は、我が国第一のベンガラ製造地区となつた。その製造工程からは、亜硫酸ガス、無水硫酸、粉塵などによる大気汚染、鉛分と硫酸イオンを含む排水による水質汚濁などの公害が発生する。

のであつた。

この当時の大気汚染の状況は昭和43年の亜硫酸ガス濃度のみをとつてみても、「公害せん」として有名な田口市磯津地区の最高濃度の約2倍に達している点から、破壊的なレベルのものであつたことは明らかである。そのためには、田戸谷の四十名の住民は、死亡一名をはじめ、大半の者が大気汚染に起因する健康害にかかり、また生活基盤と自然環境に著しい被害を受け、

じて生活を支えていた。昭和三十年代後半から住民は、せき、たん、呼吸困難、ぜんそく発作などの呼吸器症状を高率に訴えるようになり、また農作物と草木が枯れ始めた。生産量がピクに達した昭和40年から数年間の住民の被害の様子は、「夜間に、すき間から入つてくる煙のために呼吸困難になり、煙をさけて逃げまわつた」「病人は公害をさけて転地療養をし、我が家に帰ることもできずさみしく死んでいった」という声のように、まさに涙なくしては語れずまた涙なくしては聞きえまいものであった。

彼らのふるさとは破壊された。

は極めて不十分な点があつたことが反省される。

裁判斗争へ

今後の課題

現在、裁判斗争が進行中であるが、現在迄での取組みの中から次の点が指摘される。

(1) 工場の立地条件に関するもので、被害住民はそれまで10年以上の間、調査を依頼したり相談する相手もなく、少額の「見舞金」によつて、その場をしのいで被害に耐えてきついたのであるが、この悲劇的な経過の中に、農村地区における公害の深刻さとその特殊性、農村進出をめざして

(1) 工場の立地条件に関するもので、被害住民はそれまで10年以上の間、調査を依頼したり相談する相手もなく、少額の「見舞金」によつて、その場をしのいで被害に耐えてきついたのであるが、この悲劇的な経過の中に、農村地区における公害の深刻さとその特殊性、農村進出をめざして

(2) 関係自治体による行政施策は著しい立遅れを示した。さうに建部町当局は地区の有力者を利用して住民を抑圧するなど、保守的な農村地区に特徴的な対応ニードへの要求によつて規定される」ということは一つの原則であるが、住民要求を主体的に振り出し、それに対応していいく事例において、この事例において、裁判斗争へ

(3) 保健・医療従事者は、公害が社会問題化された時点で初めて健康調査を行い、健康被害を一

(4) 戸田工業は、農業外収入に依存せざるをえないという零細農民の条件を利用して生産を拡大し、また公害防止のための不変資本を最大限節約することによって、必要な公害防止対策が行わぬなかつた。

(5) 地区住民は市民的な権利主張に不慣れた零細農民であるため、陳情形式の運動に終始し、そのためには比較的容易に抑圧されてしまったと考えられる。

一定程度説明してきたが、統計学的手法を重視する余り、個別的问题を地域的な問題へとすりかえてしまふ役割を果したと言える。また、や一線にありて住民の被害を受けとめて、指導・援助を行い、根本的対策を提起するという本来の課題はほとんど果せなかつた。

るをえなかつた背景は以上のよう
に考えられるが、裁判斗争を
支援し、住民を追いつめてきた
要因を一つひとつ除去していく
中で、住民の健康と環境をとり
返していく運動が今後の課題で
ある。

（住民報告は「地域斗争」五十
一年五月号に掲載予定）

今、ベンガラ公害斗争は、のろ
り歩みながらも、一步一步その
方向に進みつつある。

（柳樂記）

二、一農村における工場排水斗争

我々の取組んでいる公害斗争
の多くは、激しい被害が発生し
た後の場合が多いが、この例は
被害発生を防ぐために、非常に
原則的な運動が行われている一
つの典型例である。

岡山県南部の割と豊かな一農
村で、小化學工場がニッケルな
どを含む排水を農業用水路にだ
れ流したことから問題が始つた。
幸いにニッケルは比較的毒性の
低い重金属であり、また、玄米
中の濃度も、いわゆる中毒レベル
よりもはるかに低いために現在

路へ法律上では「公用用水域」
でない（自由である）への一
切の排水の停止、農地の原状復
元を要求し、企業・自治体の責
任を追及し、更に、公害発生「
事前健康調査」を実施して、万
全の態制を整えた上で、問題の
政治化をもはかりつつある。

「公害列島」と呼ばれる如く
深刻な被害が多発し、労働者・
住民の取組みも後手にまわるこ
とが多い現状にありて、保守的
本の労働者もそろそろ本気で怒
り出すかも、いやもう怒つてい
る。資本家・政府があえてこいつ
のは勿論、大労組の幹部も心配
できつと夜もねふれない困境に
ついているだろう。

編集後記

「景気はマクロとして
は回復している
が景気は底入れし
たところは「景気」
のいい宣言の乱発
をよそに、不況は
よりよその様装

を深刻化させつい
る。中国は銅鉄を
そんなに要らない
といふ。造船は不

況カルテル…。
とか賃金は抑えつけ
インフレは今にも再燃しどうな
感じ。おとなしいと言わざる日

本の労働者もそろそろ本気で怒
り出すかも、いやもう怒つてい
る。資本家・政府があえてこいつ
のは勿論、大労組の幹部も心配
できつと夜もねふれない困境に
ついているだろう。

75年10月29日ヤ三種郵便物認可

関西労災監業病24号
毎年4月30日発行(毎月一回30日発行)

新しいパンフレットができました
労災保険法の改悪を許さない

定価 100円

発行・関西労働者安全センター